

## 健康保険法 118 条第 1 項該当・不該当届

### 【手続概要】

事業主は、被保険者又は被扶養者が少年院、刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に収容されたときは、届け出をしなければなりません。

### 【添付書類】

不要

### 【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

### 【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参

### 【提出期限】

事実発生から 5 日以内